

## ●公共機関の災害時協力体制

### 資料 2-1-1 災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力

#### 災害時における矢掛町、矢掛町内郵便局間の相互協力に関する覚書

矢掛町長（以下「甲」という。）及び矢掛町内郵便局代表者矢掛郵便局長（以下「乙」という。）は、矢掛町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、矢掛町及び矢掛町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、矢掛町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、矢掛町内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、甲及び矢掛町を管轄する矢掛郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2） 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- （3） 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- （4） 矢掛町又は郵便局が収集した被災町民の避難先及び避難状況の情報の相互提供
- （5） 乙が、必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置すること。
- （6） 前各号に定めるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策現地連絡調整本部への参加）

第5条 矢掛町災害対策現地連絡調整本部が設置されたときは、矢掛郵便局長はその構成員として参画し、緊密な連携を保持するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 矢掛町内の郵便局は、矢掛町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては矢掛町総務課長、乙においては矢掛郵便局長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成9年5月13日

矢掛町長 山野通彦

矢掛町内郵便局 代表者

矢掛郵便局長 福田準一

矢掛中川郵便局長 鳥越俊明

小田郵便局長 西田律雄

三谷郵便局長 渡邊洋平

備中美川郵便局長 岡田徹

## 災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

### （連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

### （連絡責任者）

第2条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を別に定めるものとする。

### （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

### （連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ及び倒木等により被災した道路の復旧または仮設道路の設置
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 停電復旧に必要な土地の貸与
- (4) 停電復旧の支障となる、がれき、車両及びその他物件の優先撤去
- (5) 塩害発生時の電気設備水洗

2. 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与
- (2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 甲または乙は、大規模災害が発生した場合、前条第1条・第3条及び第4条の対応を円滑に行うため、乙から甲への要員派遣について協議するものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集を主とする。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙が主催する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(協定の変更)

第7条 この協定に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この協定の実施に必要な要綱については、甲及び乙が協議のうえ、別に定める。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、令和2年10月23日から効力を生ずる。
- 2 平成30年4月24日付け締結した「災害時における連絡体制及び協力体制に関する協定」は令和2年10月23日をもって廃止する。

令和2年10月23日

甲 小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



乙 倉敷市中庄2293番地の2

中国電力ネットワーク株式会社

倉敷ネットワークセンター所長 森 能隆





## 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と矢掛町長(以下「乙」という。)は、矢掛町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、矢掛町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

### (協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

### (現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、矢掛町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

### (平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

### (その他)

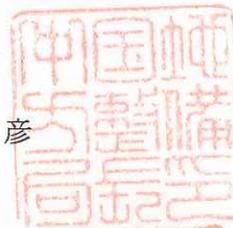
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成 25年 / 月 25日

甲 国土交通省 中国地方整備局長

戸田 和彦



乙 矢掛町 矢掛町長

山野 通彦



## 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県LPガス協会井原支部（以下「乙」という。）は、矢掛町内において災害が発生した場合に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者等に対して、より速やかかつ円滑にLPガス及びガス機材（以下「LPガス等」という。）を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲がLPガス等を必要とするときは、甲は、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請するものとする。また乙は地域の中核充填所に対し、甲に対しての優先的な協力を要請できるものとする。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により乙が供給したLPガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における甲との取引価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（引き渡し）

第5条 LPガス等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

2 甲は、災害等において乙がLPガス等を搬送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（支払い）

第6条 費用については、乙からの請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（価格高騰の防止）

第7条 乙は、災害時においてLPガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第8条 乙は、協会支部活動を通じて、日常的にLPガス等の備蓄、緊急時対応施設の整備等会員の防災意識の向上に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第10条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては矢掛町災害対策本部等における総務企画部長、乙においては一般社団法人岡山県LPガス協会井原支部事務局長とする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年8月30日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018

矢掛町

矢掛町長

山野通彦 

乙 岡山県井原市井原町834

一般社団法人岡山県LPガス協会

井原支部

支部長

西江寛治 



## 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と岡山県立矢掛商業高等学校（以下「乙」という。）は、台風・地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成17年12月1日から平成18年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

### （避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、校舎、体育館及び運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

### （開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

### （避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は甲乙協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 30 日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018

矢掛町

町長 山岡 治 喜



乙 岡山県小田郡矢掛町矢掛 1776-2

岡山県立矢掛商業高等学校

校長 渡辺 哲 夫



## 協定書に関する留意事項

### 1 避難所開設について

- (1) 市町村長は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて学校等施設長（以下「施設長」という。）に連絡し確認するものとする。
- (2) ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、学校等職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、市町村に連絡する。学校等職員が不在のときは、市町村は職員を派遣し避難させるとともに学校等施設（以下「施設」という。）に連絡するものとする。
- (3) 施設長は前号により市町村長から連絡があったときは、ただちに施設運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市町村長に連絡するものとする。

### 2 避難所の管理について

#### (1) 職員の派遣

- ア 市町村は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を施設に派遣するものとする。
- イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導および外部との連絡、調整等を行うものとする。

#### (2) 施設の使用

- ア 避難所施設での必要な物品は、市町村が準備するものとする。
- イ 市町村は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。
- ウ 市町村は、施設の管理運営に支障が生じないように避難住民を指導しなければならない。

●避難所に係る協定（施設利用に係る協定）  
資料 2-16 風水害時における三谷保育園園児及び職員の緊急避難場所に関する協定  
（福井建設工業株式会社）

風水害時における三谷保育園園児及び  
職員の緊急避難場所に関する協定書

平成30年10月16日

矢掛町

福井建設工業株式会社



## 風水害時における三谷保育園園児及び職員の緊急避難場所に関する協定書

風水害時における三谷保育園園児及び職員（以下「避難者」という。）の緊急避難場所としての使用に関し、矢掛町（以下「甲」という。）と福井建設工業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、矢掛町内に大規模な風水害が発生し、または発生の恐れがあるとき、乙の協力を得て第3条に定める施設を緊急避難場所として避難者が使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急避難場所の周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、三谷保育園の緊急避難場所として位置づけ町民に周知する。

（使用施設及び使用可能日）

第3条 乙は、次に掲げる施設を緊急避難場所として避難者に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

（1）施設名 福井建設工業株式会社2階事務所

（2）所在地 岡山県小田郡矢掛町東三成10番地1

2 乙が緊急避難場所として避難者に使用させることが可能な日は、月曜日から金曜日（年末年始・お盆休みは除く。）および第1第3土曜日とする。

（施設変更の報告）

第4条 乙は、何らかの事情により前条第2項とは別に緊急避難場所の使用が不可能となるときは、甲に通知するものとする。

（緊急避難場所の開設）

第5条 甲は、次の場合、乙に対して第3条の施設を緊急避難場所として開設するよう要請することができる。

（1）大規模な台風や大雨等により矢掛町内に風水害が発生し、または発生の恐れがあるときにおいて、避難者が緊急に避難を要する場合。

（2）三谷保育園地内及び周辺の道路に浸水の恐れがあるときにおいて、避難者が緊急に避難を要する場合。

（3）その他、著しく避難者の生命を脅かす事態となり、避難者が緊急に避難を要する場合。

2 前項の要請は、甲が乙に対し口頭（電話を含む。）で行うものとする。

（避難者の誘導）

第6条 乙は、避難者の避難に際し、緊急避難場所内への安全な誘導に協力するものとする。

（費用の負担）

第7条 緊急避難場所の使用料は無料とする。

2 緊急避難場所として使用したことにより生じた費用、損害については、甲が負担する

ものとする。

(使用期間)

第8条 緊急避難場所としての使用期間は、避難した園児全員を当該保護者に引き渡すまでの間または避難者全員が矢掛町指定避難所へ移動するまでの間とする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては三谷保育園長、乙においては代表取締役とする。

(使用中の事故に対する責任)

第10条 避難者が故意または過失により緊急避難場所または備品等に損害を与えた場合、甲は乙に対して損害の賠償にあたるものとする。

2 乙は、避難者が緊急避難場所が発生した事故等に対する責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、業務上知り得た避難者またはその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、1年間これを更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所有する。

平成30年10月16日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長

山崎通彦



(乙) 岡山県小田郡矢掛町東三成10番地1

福井建設工業株式会社

代表取締役

福井行夫



## 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

矢掛町(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社岡山支店(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### (通信機器の管理)

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

### (屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、及び端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等、乙の設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

### (特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」の様式をもって、甲乙互いに通知し、保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者(変更)通知書」の様式をもって通知するものとする。

### (特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議の上、第2条及び第5条により設置するものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

- (1) 正当な理由によらないで本協定の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 相手方の責に帰すべき理由により、協定を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成29年 5月 1日

甲 住 所 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018

名 称 矢掛町

矢掛町長 山野 通 彦



乙 住 所 岡山県岡山市北区中山下2丁目1番90号

名 称 西日本電信電話株式会社 岡山支店

岡山支店長 杉 村 豊 誠



●避難所に係る協定(運営支援に係る協定)  
資料2-18 災害時における畳の提供に関する協定  
(「5日で500枚の約束。」プロジェクト実行委員会)

## 災害時等における畳の提供に関する協定書

平成30年6月28日

矢掛町

「5日で5000枚の約束。」  
プロジェクト実行委員会

## 災害時等における畳の提供に関する協定書

矢掛町（以下「町」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）とは、災害時等における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、矢掛町内において、災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、避難場所等へ畳を提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力依頼）

第2条 町は、災害時等に畳を調達する必要があると判断した場合は、実行委員会に対して、畳の提供に関する協力を依頼することができる。

2 依頼は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力活動の実施）

第3条 実行委員会は、前条の規定による依頼を受けた場合は、可能な範囲において、畳の提供に協力するものとする。

2 次に掲げる事項については、その都度町と実行委員会の協議の上、協力して行うものとする。

（1）調達を必要とする畳の数量、日時、場所の特定

（2）避難所等までの畳の輸送

### （経費の負担）

第4条 実行委員会が町に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は町と実行委員会の協議の上、定めるものとする。ただし、利用後の畳は町が処分するものとする。

### （情報交換）

第5条 町及び実行委員会は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （訓練への参加）

第6条 実行委員会は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、町が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の締結期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から、平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了するまでに、町及び実行委員会のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、町と実行委員会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年6月28日

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長

山崎通彦 

岡山県倉敷市浜の茶屋一丁目12-5-16

「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会

中国地区委員長

石原 正明



大規模災害時の避難所における  
人的支援に関する協定書

平成30年10月16日

矢 掛 町

公益社団法人 岡山県柔道整復師会



## 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と公益社団法人岡山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害の発生により矢掛町内に避難所が設置された場合において、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に人的支援を行う乙の会員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 本協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難所等に避難し、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の軟部組織の損傷を負った者をいう。

### （支援要請）

第3条 甲は、大規模な災害時において、避難所生活が長期に渡ると予見され、前条対象者の存在を多数把握した場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （支援内容）

第4条 この協定における支援内容は以下のとおりとする。

- ・ 避難所での対象者に対する応急処置、柔道整復術（整骨等）の施し
- ・ 対象者の入院・通院など医療の必要性の判断
- ・ 避難所生活における柔道整復施術的アドバイス等

### （支援期間等）

第5条 支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所等が解散するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

### （経費及び補償）

第6条 乙の施術費用については無料とする。包帯、薬剤等の乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 甲は乙が避難所等に派遣した支援者が、その派遣に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償し、補償内容については甲乙協議する。

(避難所への派遣可能人数)

第7条 派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙並びに支援者は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合には、さらに、1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年10月16日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長

山形通希 

乙 岡山県岡山市北区天神町8-28

公益社団法人 岡山県柔道整復師会

会長

角田晋三 

災害時における特設テレビの設置及び  
利用に関する協定書

令和元年11月15日

矢 掛 町  
矢掛放送株式会社



## 災害時における特設テレビの設置及び利用に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）及び矢掛放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供するテレビ（以下「特設テレビ」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、矢掛町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲及び乙と協力して被災者等への情報提供の確保について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において「特設テレビ」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に乙が光回線及びテレビ接続端子を施設し、災害発生時にテレビを接続することで被災者等へ情報提供を可能とするものをいう。

（設備の管理及び破損）

第3条 乙は、特設テレビの設置に必要な設備（端子盤、配管及び屋内配線等）を設置し、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるように努めるものとする。

2 前項に規定する設備の設置場所等については、別に定める「避難所等特設テレビ設置一覧表」により、甲乙互いに通知し、保管するものとする。

3 乙の設置する設備（端子盤、配管及び屋内配線等）が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

（設備の移転、廃止等）

第4条 甲は、特設テレビの設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議の上、第3条により設置するものとする。

（特設テレビの設置）

第5条 特設テレビの利用の開始については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は速やかに特設テレビを設置し、被災者等の情報提供の確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

（特設テレビの利用の終了）

第6条 特設テレビの利用の終了については、甲乙協議の上決定するものとし、甲は速やかに特設テレビを撤去するものとする。ただし、避難所等を閉鎖した場においては、甲は乙に対し、閉鎖した場所及び日時を連絡し、特設テレビを撤去するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、特設テレビの設置を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

(費用負担)

第8条 乙は、特設テレビの設置に必要な設備（端子盤、配管及び屋内配線等）及びテレビ利用料に関する費用を負担するものとする。ただし、特設テレビに係る電気料金は甲の負担とする。

(目的外利用の禁止)

第9条 甲は第5条に規定する設置を除き、特設テレビの利用を禁止するものとする。ただし、甲が目的外利用する場合は、その旨を乙に報告し、乙の決定により許可するものとし、その際に発生したテレビ利用料は、甲が負担するものとする。

2 乙は、特設テレビの利用状況について、定期的に検査するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の効力は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの異議申立てのない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月15日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
矢掛町

矢掛町長

山形通彦



乙 岡山県小田郡矢掛町矢掛3077番1の2  
矢掛放送株式会社

代表取締役社長

渡邊真



## ●福祉避難所に係る協定

### 資料2-21 災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定

#### 災害時に要援護者の福祉避難所として矢掛町介護老人保健施設たかつま荘を使用することに関する協定書

##### (趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、矢掛町（以下「甲」という。）が、矢掛町介護老人保健施設たかつま荘（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設の使用を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

##### (施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

##### (避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

(1) 矢掛町介護老人保健施設たかつま荘

##### (手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

##### (避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

##### (物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

##### (経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別記①「福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出」を作成し、甲と協議するものとする。

##### (受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

##### (個人情報保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

##### (権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(有効期限)

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年3月22日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
矢掛町

矢掛町長 山野通彦

(乙) 岡山県小田郡矢掛町矢掛2695番地の2  
矢掛町介護老人保健施設たかつま荘

施設長 在間俊久

別記① 福祉避難所の設置場所，介助員等に関する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤，宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間）</li> <li>・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間）</li> <li>・宿直 _____ 円／回</li> </ul>	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食 _____ 円／食</li> <li>・昼食 _____ 円／食</li> <li>・夕食 _____ 円／食</li> <li>（計） _____ 円／食</li> </ul>	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用</p> <p>実費相当額</p>	

(あて先)

矢掛町長殿

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地  
名称  
代表者職氏名

## 災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第2条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、矢掛町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人メルヘンドルフ福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム 矢掛荘

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別記①「福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出」を作成し、甲と協議するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記②「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しな

ければならない。

(有効期限)

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年3月22日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
矢掛町  
矢掛町長 山野通彦

(乙) 岡山県小田郡矢掛町南山田3044番地12  
社会福祉法人 メルヘンドルフ福祉会  
理事長 永山久人

別記① 福祉避難所の設置場所、介助員等に関する人件費及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
<p>(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間）</li> <li>・夜勤（日給・時間給） _____ 円／（日・時間）</li> <li>・宿直 _____ 円／回</li> </ul>	
<p>(2) 要援護者等に要する食費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝食 _____ 円／食</li> <li>・昼食 _____ 円／食</li> <li>・夕食 _____ 円／食</li> <li>（計） _____ 円／食</li> </ul>	
<p>(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用</p> <p style="text-align: center;">実費相当額</p>	

(あて先)

矢掛町長殿

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地  
名称  
代表者職指名

矢掛町

担当部門					
所在地					
代表者					
代表電話番号					
FAX					
連絡順位	職名	氏名	電話番号 (勤務内)	電話番号 (携帯)	メールアドレス
第1順位者					
第2順位者					
第3順位者					

特別養護老人ホーム矢掛荘

担当部門					
所在地					
代表者					
代表電話番号					
FAX					
連絡順位	職名	氏名	電話番号 (勤務内)	電話番号 (携帯)	メールアドレス
第1順位者					
第2順位者					
第3順位者					



## 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。）に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

### （要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

### （協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請方法）

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

### （価格）

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

### （代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(供給可能物資の報告)

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持續するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月16日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



(乙) 新潟県新潟市清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢一





## 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町(以下「甲」という。)と 倉敷かさや農業協同組合 (以下「乙」という。)は、災害時における生活物資(以下「物資」という。)の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時(地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。)に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

### (要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

### (協力実施)

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### (物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 米・野菜等
- (2) その他甲が指定する物資

### (要請方法)

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (引渡し)

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

### (価格)

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

### (代金の請求及び支払い)

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(供給可能物資の報告)

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月28日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
矢掛町  
矢掛町長 山野 通彦



(乙) 岡山県倉敷市西阿知町1040番の5  
倉敷かさや農業協同組合  
代表理事組合長 三宅 通





## 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町（以下「甲」という。）と 株式会社エコープ岡山 Aコープ矢掛店（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資（以下「物資」という。）の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。）に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

### （要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

### （協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請方法）

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

### （価格）

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

### （代金の請求及び支払い）

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(供給可能物資の報告)

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月28日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦



(乙)

〒714-1201 岡山県小田郡矢掛町矢掛3042-1

株式会社エコーブ岡山

Aコープ矢掛店

TEL 0866-83-3366

FAX 0866-82-0605





## 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

矢掛町 (以下「甲」という。) と 株式会社マツサカ(矢掛町下) (以下「乙」という。) は、災害時における生活物資 (以下「物資」という。) の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時 (地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。) に、甲、乙が相互に協力して、町民の生活安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

### (要請)

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

### (協力実施)

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### (物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品等
- (4) その他甲が指定する物資

### (要請方法)

第5条 第2条の要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、電話又は口頭をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### (引渡し)

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、所定の職員により調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

2 乙は、物資を納入した場合、速やかに文書にて報告するものとする。

### (価格)

第7条 物資の取引価格については、災害時直前の適正価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。また、乙が物資の運搬を行ったときに要する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

### (代金の請求及び支払い)

第8条 乙は前条に基づく代金を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

(供給可能物資の報告)

第9条 乙は毎年4月1日現在の供給可能物資の保有数量を文書により甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年9月28日

(甲) 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町

矢掛町長 山野通彦



(乙)

岡山県倉敷市上富井522番地の74

株式会社 マツサカ

代表取締役 坂田忠衛



## 災害時における支援協力に関する協定書

令和3年7月16日

矢掛町・マックスバリュ西日本株式会社



## 災害時における支援協力に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

### （物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

### （物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

### （費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

### （物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

### （避難場所の提供）

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

### （改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

### （協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年7月16日

甲： 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018

矢掛町

矢掛町長

山形通彦 

乙： 広島県広島市南区段原南一丁目3-52

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長

平尾健一 

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>食料品</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレトペーパー、 防水シート</p>

●物資供給に係る協定  
資料 2-27 災害時における応急生活物資供給等に関する協定  
(生活協同組合おかやまコープ)

## 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

平成28年12月19日

矢掛町・生活協同組合おかやまコープ



## 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と生活協同組合おかやまコープ（以下「乙」という。）は、矢掛町に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して円滑な救援、支援活動を行い、町民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲乙協力のもと、災害時において応急生活物資の調達と安定供給、輸送業務等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等町民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し情報の提供と応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

### （生活物資の安定供給）

第3条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開による生活物資の供給をもって生活物資の高騰等の防止を図り、町民生活の早期安定に寄与するように努力し、甲は乙の事業継続・早期再開に向け可能な協力をするものとする。

2 甲及び乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して町民に対し迅速、かつ、的確な情報の提供に努めるものとする。

### （応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は被害の状況に応じて決定するものとし、想定される主なものは別紙1のとおりとする。

2 乙は、保有する災害時に想定される応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に別紙2により報告するものとする。

### （要請の手続き）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

### （応急生活物資の運搬に係る車両の通行）

第6条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

### （情報の提供）

第7条 甲は、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供する。

### （応急生活物資の受領）

第8条 甲は、甲が指定した場所において乙が輸送した応急生活物資を、品目及び数量を確認の上受領するものとする。

### （業務報告）

第9条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後、速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 第2条及び第7条の規定により、乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、応急生活物資の対価については災害が発生する直前に乙が組合員に対し供給していた物資の価格を参考に甲と乙が協議して定め、運搬等に要した費用については、甲が他の運送業社と締結した協定価格を参考に甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払い)

第11条 乙は、物資の供給及び輸送終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡員の派遣等)

第12条 乙は、大規模災害のために電話等による通信が困難な場合、必要に応じて甲が設置する災害対策本部等に連絡員を派遣することができる。

(担当者の設定)

第13条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために毎年4月に事務担当者名簿を作成し相互に交換する。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別紙1に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

(協議)

第15条 この協定に定める事項のほか、被災者支援の内容等に疑義が生じた場合及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年12月19日

甲 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地  
矢掛町

矢掛町長

山野通彦



乙 岡山県北区奉還町1丁目7番7号  
生活協同組合おかやまコープ

理事長

平田昌三



## 災害救助物資の調達に関する協定書

令和元年 7 月 12 日

矢 掛 町

株式会社ジュンテンドー

## 災害救助物資の調達に関する協定書

矢掛町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、矢掛町内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、矢掛町災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

### （物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

### （物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

### （担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月24日

甲 岡山県矢掛町矢掛3018番地  
矢掛町

矢掛町長 山形通彦 

乙 島根県益田市下本郷町206番地5  
株式会社ジュンテンドー

取締役総務部長 兼 経営企画室室長

小田志司 